

青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について**1 改正の趣旨**

青森市民病院の分べん料については、平成 19 年 3 月、9 万円から 11 万円に改定（平成 19 年 10 月施行）して以降、据え置いてきたところである。

今般、院内助産を開始するにあたり、他病院の分べん料についても調査したところ、当院の分べん料は県内自治体病院の中で最も低い料金となっており、県内自治体病院の平均値 15 万 4 千円にも届いていない現状にある。

分べん料は、正常分娩時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料であることから、医師・助産師の技術料等は適切に評価されるべきものである。

このことから、分べん料の適正化を図るため、県内自治体病院との均衡も考慮し、青森市民病院と同じ医療圏にあって、令和 2 年 3 月に改定している青森県立中央病院の分べん料と同額の 15 万円に改定するものである。

2 改正内容

青森市民病院における分べん料について、青森市病院料金及び手数料条例別表（第 2 条関係）に規定する分べん料の額を次のとおり改定する。

種別	区分	料額	改定案	現行
分べん料	基本額	単胎分べん	<u>150,000 円</u>	110,000 円
		多胎分べん	<u>225,000 円</u>	165,000 円

3 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

参考 県内自治体病院分べん料（単胎）

病院名	分べん料
八戸市立市民病院	180,000 円
三沢市立三沢病院	180,000 円
青森県立中央病院	150,000 円
むつ総合病院	140,000 円
つがる総合病院	120,000 円
青森市民病院	110,000 円
当院を除く 5 病院の平均値	154,000 円